四八〇八・四〇	クラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。）
	三・四％

別表第四八一四・一〇号を削る。

別表第四八・一八項中「、乳児用のおむつ、タンポン」を削り、同表第四八一八・四〇号を削る。

別表第一一部の注1(u)中「及びタイプライターリボン」を「、タイプライターリボン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き」に改める。

別表第一一部の注7中(f)を(g)とし、(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

(c)　特定の大きさに裁断し、少なくとも一の縁を熱溶着し（縁を先細にし又は圧着したのが見えるものに限る。）、その他の縁をこの注に規定される他の加工をした物品（反物の裁断した縁にほつれ止めのための熱裁断その他の簡単な加工をしたものを除く。）

別表第五六類の注1に次のように加える。

(f)　第九六・一九項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品

別表第五六〇一・一〇号を削る。

別表第五八〇一・二四号及び第五八〇一・二五号を削り、同表第五八〇一・二六号の次に次の一号を加える。

五八〇一・二七	たてパイル織物	
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二％
	二　その他のもの	
	(一)　添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	八％
	(二)　その他のもの	四・八％

別表第五八〇一・三四号及び第五八〇一・三五号を削り、同表第五八〇一・三六号の次に次の一号を加える。

五八〇一・三七	たてパイル織物	
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二％
	二　その他のもの	
	(一)　添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	八％
	(二)　その他のもの	四・八％

別表第六一類の注6(a)及び第六二類の注4(a)中「ものとし、乳児用のおむつを含む」を削る。

別表第六二一一・四一号を削る。

別表第六三・〇六項中

「		
六三〇六・九一	その他のもの	
	一　綿製のもの	六・七％
六三〇六・九九	二　その他の紡織用繊維製のもの	四・八％

を

「		
六三〇六・九〇	その他のもの	
	一　綿製のもの	六・七％
	二　その他の紡織用繊維製のもの	四・八％

に改める。

別表第六四〇二・二〇号中「本底」を「底」に改める。

「		
六四〇六・九一	その他のもの	
	木製のもの	
	一　毛皮を使用したもの	二五％
	二　その他のもの	四・二％
六四〇六・九九	その他の材料製のもの	
	一　革製のもの及び毛皮を使用したもの	二五％
	二　その他のもの	四・二％

を

「		
六四〇六・九〇	その他のもの	
	一　革製のもの及び毛皮を使用したもの	二五％
	二　その他のもの	四・二％

に改める。

別表第六四・〇六項中

「		
六四〇六・九一	その他のもの	
	木製のもの	
	一　毛皮を使用したもの	二五％
	二　その他のもの	四・二％
六四〇六・九九	その他の材料製のもの	
	一　革製のもの及び毛皮を使用したもの	二五％
	二　その他のもの	四・二％

を

「		
六四〇六・九〇	その他のもの	
	一　革製のもの及び毛皮を使用したもの	二五％
	二　その他のもの	四・二％

に改める。

別表第六五・〇五項を次のように改める。

六五・〇五		
六五〇五・〇〇	帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作つたものに限るものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	
	一　ヘアネット	三・八％
	二　その他のもの	七％

別表第六八一一・八三号を削る。

別表第七一類の注3(e)中「注2(B)」を「注3(B)」に改める。

別表第七三〇六・三〇号中「鉄鋼」を「鉄製」に改める。

別表第七三一九・二〇号及び第七三一九・三〇号を削り、同表第七三一九・九〇号の前に次の一号を加える。

七三一九・四〇	安全ピンその他のピン	無税

別表第七四・一八項中

「		
七四一八・一一	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシングクラブその他これらに類する製品	無税
七四一八・一九	その他のもの	無税

に改める。

「		
七四一八・一〇	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシングクラブその他これらに類する製品	無税

を

別表第七六・一五項中

七六一五・一一	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシングクラブその他これらに類する製品	無税
七六一五・一九	その他のもの	無税

を

「		
七六一五・一一	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシングクラブその他これらに類する製品	無税
七六一五・一九	その他のもの	無税

」